放課後児童クラブ利用料区分変更届

　　年　　月　　日

　大竹市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者氏名 |  |
| 保護者住所 | 〒大竹市 |
| 電話番号 |  |

次のとおり利用料区分を変更しますので提出します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童氏名 | 学年・組 | **変更前**の利用区分 | **変更後**の利用区分 |
|  |  | ①・②・③・④・＋ | ①・②・③・④・＋ |
|  |  | ①・②・③・④・＋ | ①・②・③・④・＋ |
|  |  | ①・②・③・④・＋ | ①・②・③・④・＋ |
| 児童クラブ名 | ひかり　・　みどり　・　あすなろ　児童クラブ |
| 区分を変更する期間 | 　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |
| 変更する理由 |  |

注１．月の途中で区分変更する場合、利用料の日割り計算をしていませんので、利用料が高い方の１ヶ月分の利用料を納めていいただくようになります。

注２．利用時間が長くなる場合等は、在職証明書が必要になる場合があります。

利用区分表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **利用区分** | **利用時間** | **月額利用料** |
| ① | 月曜日～金曜日 | 下校時又は８時３０分～１８時　　　 | ３,０００円 |
| ② | 月曜日～金曜日＋ 延長利用 | 下校時又は８時３０分～１８時３０分 | ３,５００円 |
| ③ | 月曜日～土曜日 | 月～金　下校時又は８時３０分～１８時　　　土曜日　８時～１８時 | ３,５００円 |
| ④ | 月曜日～土曜日＋ 延長利用 | 月～金　下校時又は８時３０分～１８時３０分土曜日　８時～１８時 | ４,０００円 |
| ＋ | 早朝利用（学校の代休と長期休暇の８時～８時３０分）　※　学校行事等の代休日に早朝利用を希望する方は、通常の利用区分に関わらず、別途「学校行事等の代休日における早朝利用申込書」の提出が必要になります。（別途お知らせします。） | 上記利用料に５００円追加　・長期休暇月　・長期休暇月以外の月（「学校行事等の代休日における早朝利用申込書」の提出者のみ。） |

**※　集団下会（３月から10月までは17時、11月から２月までは16時30分）以降の利用は、お迎えが必要です。土曜日は、保護者の送迎が必要です。**

※　新１年生は、入学式までは保護者の送迎が必要です。

※　利用区分は、月単位で変更可能です。

※　利用料の日割り計算はしておりません。月の途中で区分を変更される場合は、利用料が高い方の１ヶ月分の利用料を納めていただくようになります。

※　長期休会を理由とした利用料の減額は認められません。

※　利用時間を変更する場合は、「利用区分変更届」を提出してください。

※　辞退・減免・利用区分変更などの申請は前の月までに申請してください。

**※　利用時間内での利用のご協力をお願いします。**